

令和4年度AIRアートプロジェクト実施要項

1 趣旨・目的

(1)若手アーティスト支援

県内のアーティスト・イン・レジデンス（以下AIR）に滞在し、地域の中で創作活動を行う機会を提供することで、若手アーティストを支援する。

(2)アートの始動人育成

アーティストによるエデュケーションプログラムを通して、子ども達にアート教育・体験機会を提供し、自ら考え動き出すアート分野の『始動人』を育成する。

(3)アートの地域浸透

AIRでの滞在制作、地域でのエデュケーションプログラムを通して、アートが身近にある暮らしを実現する。

2 主催 群馬県、公益財団法人群馬県教育文化事業団

後援 群馬県教育委員会

協力 シロオニスタジオ、榛名湖アーティスト・レジデンス、中之条町アーティスト・イン・レジデンス、群馬県立近代美術館、高崎市、藤岡市、中之条町

3 レジデンス会場

(1)シロオニスタジオ（以下「シロオニ」）

〒370-1401 藤岡市鬼石町562

滞在予定期間：令和4年6月22日（水）～8月2日（火）42日間

令和4年8月17日（水）～9月27日（火）42日間

(2)榛名湖アーティスト・レジデンス（以下「榛名湖」）

〒370-3348 高崎市榛名湖町847-1

滞在予定期間：令和4年6月1日（水）～12月24日（土）の間

*2週間以上42日以内

(3)中之条町アーティスト・イン・レジデンス（以下「中之条」）

〒377-0432 吾妻郡中之条町五反田3534-4

滞在予定期間：令和4年6月1日（水）～12月24日（土）の間

*2週間以上42日以内

※事業実施の状況により、他の会場を利用することもある。

4 参加人数（但し、運営委員から推薦を受けたもの）

5名

5 運営委員

(1) 青野和子（原美術館ARC館長）

(2) 片山真理（アーティスト）

(3) ハーン・キールエリック（シロオニスタジオ主宰）

(4) 茂木一司（跡見学園女子大学文学部教授）

(5) 山重徹夫（中之条ビエンナーレ 総合ディレクター）

6 事業期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

7 参加条件

(1) 現代美術の分野で活動する18歳以上40歳以下の者で、高等学校在学中でない者

(2) 滞在期間中、レジデンス会場に滞在して創作活動を行い、制作成果を作品として発表できること

- (3) 滞在の趣旨を理解し、招かれた他の作家と共同生活ができ、また地域住民やスタッフと良好な関係をもって交流事業に積極的に参加できること
- (4) 過去に犯罪歴がないこと
- (5) 移動及び期間中の活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮できること
- (6) 健康状態が良好であること
- (7) 実施条件に同意し、事業終了まで責任を持って行えること
- (8) ウェブ会議サービスを用いる等のオンラインによる打合せ実施ができること
- (9) 作品制作終了から30日以内に活動記録を制作し、レポート(任意用紙)を提出すること

8 費用／支援内容

アーティストと公益財団法人群馬県教育文化事業団は、以下の内容を含む契約を締結することにより、プログラムを遂行することとする。参加内容は、アーティストが単身でプログラムに参加することを原則とし、家族および制作アシスタント等の同伴・滞在は出来ない。

(1)制作、活動、地域交流事業に係わる事項

【制作費】

- ・参加者には、滞在中の制作費（材料費、交通費、制作作品梱包代、運送費、保険費用）として、300,000円を上限に支給する。展示に加えてエデュケーションプログラム実施する場合には、上記制作費に加えてエデュケーションプログラム費用として、200,000円を上限に支給する。
- ・穴窯（薪、粘土等）の利用についてはアーティストの負担とする。（シロオニ、中之条）
- ・上述の内容に掲げる以外の諸費用は支給しない。

【活動内容】

- ・アーティストは滞在期間中に創作活動、リサーチ活動（滞在地域に関連したデザイン提案等を含む）を実施する。
- ・エデュケーションプログラム参加者は主催者と協力して、県内の児童、生徒、学生等を対象としたエデュケーションプログラムを滞在市町村内外の会場（屋内外を問わない）において1回以上の実施が必須となる。

【備品等】

- ・アーティストは、プログラム期間内に限り、参加地域の工具類・備品等が無償で利用することができる。
- ・滞在施設で所有していない制作等に必要な機材等については、各自で持参する。

【制作場所】

- ・アーティストは、プログラム期間内に限り、参加地域の「制作スタジオ」・「展示スペース」を無償で利用することができる。
- ・清掃は原則、アーティストが行う。
- ・アーティストはプログラム期間中の制作活動の終了後、利用した設備、備品を原状復帰の状態に戻さなければならない。

【作品展示】

- ・アーティストの制作作品は、群馬県立近代美術館内にて一定期間（令和5年2月予定・約1週間）展示する。
- ・展示の詳細は美術館担当者との打合せで決め、美術館の規則範囲内での展示となる。
- ・展示作品は、展示期間に耐えうる強度の作品であり、鑑賞者の安全に配慮した作品とする。
- ・作品の搬出入、展示はアーティスト側が責任を持って行う。なお、展示に係る経費（交通費、制作作品梱包代、運送費、展示、保険費用）として、100,000円を上限に支給する。
- ・展示に係るキャプション等の掲示物は、展示会場共通のデザインとし、主催者が作成する。

【滞在終了後の作品】

- ・アーティストは制作活動の終了後、作品等を自身で撤去しなければならない。
- ・作品を持ち帰る際の梱包は、アーティスト自身で行い、運送費用は、アーティストの自己負担とする。

【アート創作動画作成】

- ・公益財団法人群馬県教育文化事業団は、AIR滞在中及び、エデュケーションプログラム等を含む、アーティストが作品を創作する過程を動画にて記録し、創作風景を公開する。

(2)滞在生活に関する事項

【滞在費】

- ・主催者は、レジデンス滞在中の滞在費を負担する。
- ・食事、交通費は自己負担とし、滞在できる上限を42日とする。なお、個人的な理由による旅行等で当該地域外に出て宿泊した日数分は支給されない。到着が遅れた場合、帰宅が早まった場合も同様とする。

【生活費】

- ・滞在中の光熱水費は、滞在費に含まれる。
- ・家族、制作アシスタントなどの同伴者を伴う場合は、必ず事前にご相談することとし、滞在費は自己負担とする（支援に係る経費はアーティストにのみ適用）。

【通信】

- ・アーティストは、利用可能エリアにて無線LANでインターネットを利用できる。

【保険】

- ・傷害保険、賠償責任保険等はアーティストの責任で加入することとし、主催者は、保険加入等に関する責務を負わない。

(3)その他

【サポート】

- ・主催者は、必要に応じて、以下のサポートを提供する。
 - ①画材、素材の入手方法の情報提供
 - ②リサーチ活動に関する支援

【権利規定・広報など】

- ・滞在中に制作した作品の著作権及び所有権は、アーティストに帰属する。
- ・制作風景や作品など主催者が記録した写真及び映像などは、主催者に帰属する。
- ・写真や映像を主催者が使用し、他媒体に貸し出しをすることがある。
- ・マスコミ各社からのインタビューや取材には、ご協力する。
- ・主催者は、本事業におけるアーティストの作品及び活動状況の一部を写真及び映像で記録し、広報などに活用する。広報宣伝のためにそれらを使用する権利は主催者に帰属する。

【活動記録集作成】

- ・主催者は、事業記録のための活動記録集（年1回発行）を作成する。

【注意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によっては滞在時に検温やPCR検査を実施する場合がある。
- ・滞在中の不要不急の県外への移動は、原則不可とする。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業が中止または変更の可能性が発生する場合はその都度協議する。
- ・この要項に記載のない事項についての不明点等は事務局と調整する。

9 参加方法

- ・運営委員は所定の推薦用紙に必要事項を記入の上、期限までに下記宛先まで郵送又はE-mailで送付する。

【推薦期間】令和4年4月11日（月）～22日（金）

【宛先】〒371-0801 群馬県前橋市文京町2-20-22
群馬県教育文化事業団「アーティスト・イン・レジデンス」係
E-mail : bunkaka@gunmabunkazigyodan.or.jp

【推薦用紙】当事業団HPから入手可能。

URL: <https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp>

※提出資料は返却しない。

- ・推薦されたアーティストは、所定の応募用紙に必要事項を記入の上、期限までに下記宛先まで郵送又はE-mailで送付する。

【提出期間】令和4年4月23日（土）～5月6日（金）

【宛先】〒371-0801 群馬県前橋市文京町2-20-22
群馬県教育文化事業団「アーティスト・イン・レジデンス」係
E-mail : bunkaka@gunmabunkazigyodan.or.jp

【応募用紙】当事業団HPから入手可能。

URL: <https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp>

※提出資料は返却しない。また、内容について追加の資料提出等を求める場合がある。

10 決定通知

- ・参加アーティストは、運営委員が推薦したアーティストの中から公益財団法人群馬県教育文化事業団理事長が決定し、令和4年5月中旬までに通知する。

11 問合せ先

(公財) 群馬県教育文化事業団 文化課内「アーティスト・イン・レジデンス」係
〒371-0801 群馬県前橋市文京町2-20-22 TEL : 027-224-3960 FAX : 027-221-4082
E-mail : bunkaka@gunmabunkazigyodan.or.jp